**木更津市妊娠・子育てアプリ導入・保守運用業務仕様書（案）**

この仕様書は、令和５年度木更津市が実施する妊娠・子育てアプリ導入・保守運用業務について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものとする。

１　事業名

　　木更津市妊娠・子育てアプリ導入・保守運用業務

２　目　的

　　子育て世代への切れ目ない支援を実現するために、妊娠期から子育てアプリを活用し、母子の健康の記録や予防接種のスケジュール管理、健康や子育てに関する情報発信、各種オンライン受付等、地域の子育てに関する情報を一元化し、簡単に情報が閲覧できることで、子育て世帯への負担軽減と利便性の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

３　対象者

木更津市内に住む子どもとその保護者

４　実施期間

契約締結日～令和６年３月３１日

　　　※構築期限・運用開始含め８月中とする。

５　業務内容

(１) アプリの導入

　スマートフォンアプリはiOSとAndroidに対応するものとし、ユーザビリティに十分配慮した、他自治体でも導入実績のあるものとする。AppStore及びGooglePlayに登録・公開するアプリとして、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る費用については、受注者負担とする。

(２) 保守・運用支援

　アプリの運用に必要なサーバはデータセンターに置き、２４時間３６５日安定稼働するものとし、これに必要となる運用環境の提供、業務期間中の維持管理等、一切は受注者の負担とする。また、運用にあたって本市に対応したアプリの設定、市職員向けの操作説明やマニュアル整備を行うこと。

６　導入要件

(１)アプリの対応OS

以下のOSを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。導入後、サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

　・iOS9.0以降から導入時最新バージョンを搭載した端末

　・Android5.0以降から導入時最新バージョンを搭載した端末

(２)サービス提供方式

データセンター~~等~~でアプリケーションサービスを提供することとし、本市のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。なお、データセンターの要件は「１０　情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照するものとする。

(３)機器構成・機器の性能等

　機器構成、ネットワーク構成及び機器の性能は、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、

システム構成図等を本市に提出し、承認を得るものとする。

(４)テスト要件

　受注者は、アプリの本番導入までにテストを行い、本市の承諾を得るものとする。受注者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。また、テスト環境は受注者が用意することとし、発注者が適宜テスト環境を確認できる等、協議の上進めること。

(５)アプリの登録

　受注者は、開発したアプリをiOSはAppStore、AndroidはGooglePlayから入手できるよう、アカウント・ライセンス取得等の手続き又は手続きの支援を行うこと。また、アプリはQRコード等からもダウンロードすることができるようにすること。

(６)研修

　受注者は、本市が用意する施設で管理ツール操作者（本市職員）を対象に、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。クライアントPC及び会議室等は本市で用意する。また、受注者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修実施回数、受講者数は本市と協議を行うものとする。

７　機能要件

　(１)アプリ構成・デザイン

　　　基本機能を利用しやすく、わかりやすい分類や配置となること。また、利用者にサービスの更新情報がわかりやすく伝わる機能を備えていること。

　(２)成長記録機能

　　　厚生労働省が定める母子健康手帳の省令様式に対応し、妊娠の経過から子どもの成長までわかりやすく記録ができること。また、複数の子どもや在胎週数３７週未満で出生した早産児に対応できること。

　(３)予防接種スケジュール管理機能

　　　法令等で決められた接種間隔にて実用的なスケジュールが提案され、接種実績に応じて調整されること。また、接種開始時期や接種途中の実績により接種回数や時期が変化するワクチンにも対応し、標準的な接種期間を超過する等、法令等に定められた条件から外れる場合は、適正に処理されること。

　(４)情報配信機能

　　　利用者が市から配信された情報を閲覧でき、利用者が情報を必要とするタイミングで配信をすることができる機能を有していること。また、お知らせの公開日時やプッシュ通知の日時ができること。

　(５)オンライン予約機能

　　　市が実施する妊娠届出や各種健診・教室・講座、各種現況届等の予約及びキャンセルができること。

　(６)施設・情報検索機能

　　　市が指定する子育て支援関連施設の情報を地図も含め閲覧できること。

　(７)アンケート機能

　　　アプリ利用者へのアンケートを実施できること。また、結果を出力できること。

　(８)利用者情報登録機能

　　　複数のログイン方法（メールアドレス、GoogleID、Facebook、AppleID等）から選択し、アカウントの登録ができ、登録された情報をバックアップし、復旧できること。

　(９)多言語対応

　　　英語を始め、その他外国語に対応できること。

　(１０)管理者ツール機能

　　　専門知識を必要とせず、運用の手間を簡素化する工夫を備えていること。また、アプリの登録者数や利用状況、閲覧数の集計ができるとともに、木更津市が実施する子育て関連の届出や相談等の予約を受付・管理する機能があること。

８　保守・運用支援

　(１)システム等の運用管理

　　本市からの依頼や問い合わせに適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。特にアプリが安定稼働するまでは、迅速に対応できる体制を整えること。また、運用の安定化・効率化につながる事項については、本市への積極的な提案を行うよう努めること。なお、問い合わせの対応は、平日８時３０分から開始できること。

　(２)障害等への対応

　　利用者に影響を与える障害発生時においては、速やかに対応するとともに、本市へ初動対応について報告を行うこと。また、回復予定時間や対応方法等について、本市へ通知すること。障害復旧後には、原因の分析と再発防止策を本市へ報告すること。

　(３)バックアップ

　　システム、管理者ツールのデータ、アプリ登録データ等のバックアップは、アプリの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、本市の承知を得るものとする。

　(４)アプリ・システム等のアップデート

　受託者は、OS（iOS、Android）及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を本市に示し、承認を得たうえで、対応を進めるものとする。

　(５)運営・管理支援

　アプリの運営・管理においては、機能等の利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。また、データ変更・作成支援・管理者ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、本市職員が管理者ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

(６)その他

アプリの提供機能について、法令改正等があれば速やかに対応すること。また、保守等のために必要な計画停止を行う場合は、発注者と事前に協議し実施すること。

９　導入サポート

　(１)導入に向けたサポートがあること

1. 職員を対象にした運用及び操作の研修を実施すること。
2. 妊娠届出・乳幼児健診等で適切なチラシやポスターが提供されること。
3. アプリの説明動画や利用登録ガイドが提供されること。

　(２)窓口での利用案内以外にもアプリ利用者を増やす機能を有すること。

　(３)木更津市職員の作業負担を減らす工夫がされていること。

　(４)安定したシステム運用ができるよう以下の条件を満たしていること。

1. システムの運用時間は原則２４時間３６５日であること。
2. 障害の早期発見のため、常時システムの監視・点検を行うこと。
3. 運用支援内容が明確かつ充実していること。
4. 予防接種法・母子保健法等、関連する法改正に対して、速やかに対応すること。
5. 職員からの問い合わせに対応すること。

１０　情報セキュリティ要件・データセンター要件

　(１)情報セキュリティ要件

1. 個人情報の保護について、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。

・ウイルス及び不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと。

・システム等へのアクセス記録・ログ等を適切に管理し、サーバソフトウェア・システム・DB等への不正アクセス等の状況を適切に確認すること。

・利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴その他個人情報はアプリでは収集しないこと。

1. 個人情報やその他情報資産を適切に管理する体制になっていること。
2. 利用者端末とサーバとの通信が暗号化されていること。
3. 対象者がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること。
4. 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。配信するデータが第三者に漏洩しないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。

　(２)データセンター要件

1. 利用者のデータを預けるデータセンターは、国内にサーバを設置していること。
2. 火災や地震、停電、漏水、落雷対策及び耐震への対策がされていること。
3. ２４時間３６５日電源の安定供給が可能であること。
4. ログインの履歴を確認できること。
5. ２４時間３６５日の有人監視体制で入退室管理がされていること。

１１　スケジュール

　　　令和５年８月中に運用開始すること。

１２　成果物・業務報告

　(１)契約時

　　　業務実施計画書（作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制及び連絡網等を含む）

　(２)アプリ導入業務

1. システム

アプリが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

1. 随時提出図書

　・作業工程の計画

　・打ち合わせの議事録等

1. 導入開始時提出図書

　・導入業務完了届

　・システム操作マニュアル

　・チラシ・ポスター等のツール（印刷済み、本市のキャラクター等を配置したもの）

1. 業務完了時

業務完了報告書

　(３)納入先

　　　木更津市健康こども部健康推進課（木更津市朝日三丁目１０番１９号）

１３　その他留意事項

　(１)関連法規

　　　関連法規及び本市条例並びに木更津市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

　(２)守秘義務

　　　本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、個人情報保護については、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を適用する。

　(３)著作権の譲渡

　　　受注者が作成した本アプリのコンテンツ等に関する著作権は、受注者が有するものとし、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティその他の権利を侵害しないこと。

　(４)損害賠償請求

　　　本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何等かの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受注者は、本市及び本市から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。

　(５)一括再委託等の禁止

　　　本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ、不適当と認められる場合は再委託を承認しない。

　(６)漏洩対策

　　　本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。配信するデータが第三者に漏洩しないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。

　(７)その他

本仕様書に記載のない事項に関し、必要と思われるものは別途協議の上、決定するものとする。